

今後の労働安全衛生法に係る主な法令改正について

1 職長等に対する安全衛生教育の対象業種拡大（令和5年4月1日施行）

労働安全衛生法（安衛法）第60条では、労働安全衛生法施行令（安衛令）第19条で定められている業種の事業場において、職長等に安全衛生教育を行わなければならないとされています。安衛令第19条の改正によって、これまで対象外であった以下の業種も、令和5年4月1日から職長等安全衛生教育を行わなければならないとされます。計画的に、教育を行ってください。

追加業種	改正 通達
食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業は既に対象業種です。）	
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	

2 一人親方等や労働者以外の人に対する措置義務（令和5年4月1日施行）

「建設アスベスト訴訟」の令和3年5月17日付け最高裁判決を受けて、以下のとおり、労働安全衛生規則（安衛則）等を改正しました。詳細は、右のQRコードで案内している厚生労働省ホームページやリーフレットでご確認ください。

一人親方等の 安全衛生対策		リーフレット	
------------------	--	--------	---

（1）作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方や下請業者）**に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- ① 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行う**こと。
- ② 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知する**こと。
- ③ 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと。

（2）同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる**労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員等）**に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- ① 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと。

- ②労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。**
- ③作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること。**
- ④化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。**

3 歯科健診の実施報告（令和4年10月1日施行）

事業者は、安衛法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に常時従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

令和4年10月1日以降に行った歯科健診から、使用する労働者の人数にかかわらず、遅滞なく、右のQRコードで案内している「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」（安衛則様式第6号の2）で、歯科健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。



4 労働安全衛生法の新たな化学物質規制（令和5年4月1日から順次施行）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は、年間450件程度で推移しています。また、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入され、安衛則等の改正が行われました。主なものは、以下のとおりとなります。**その他の事項についても改正があります**ので、詳細を、右のQRコードで案内している厚生労働省ホームページやリーフレット等でご確認ください。



（1）ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行

安衛令に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等の通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての物質を、以下のとおり順次追加します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	約700 物質	約850 物質	

（2）リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

- ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしてください。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等の使用 ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働 iii 作業の方法の改善 iv 有効な呼吸用保護具の使用

- ②リスクアセスメント対象物のうち、「濃度基準値設定物質」については「濃度基準値」以下としてください。

2024(R6).4.1施行

(3) 衛生委員会の付議事項の追加

①が 2023(R5).4.1施行

②～④が 2024(R6).4.1施行

衛生委員会における付議事項に以下の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことが義務付けられます。

- ①労働者が化学物質にばく露される程度を、最小限度にするために講ずる措置に関すること。
- ②濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること。
- ③リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果と、その結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ④濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果と、その結果に基づき講ずる措置に関すること。

(4) 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、**労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。**また、改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家から、助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(5) リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

- ①リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、**リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。**
- ②濃度基準値設定物質について、労働者が**濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。**

2024(R6).4.1施行

(6) 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

①選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）が対象となります。

- ・事業場ごと（工場、店社、営業所等）に化学物質管理者を選任。
- ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外。

②選任要件

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※専門的講習カリキュラムは、右図のとおり。

専門的講習のカリキュラム

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性及び有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

③職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

(7) 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

①選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場。

② 選任要件

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（※）

③職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

(※) 令和4年5月31日付け基発0531第9号の第4の2(2)、令和4年12月26日付け基安化発1226第1号参照

(8) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

特化則□	有機則□
鉛則□	粉じん則□

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制（特化則、有機則、鉛則、粉じん則）の適用を除外し（※1、2）、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

①認定の主な要件

- ア 認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※3）が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
- 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
 - イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

(※1) 所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

(※2) 特殊健康診断及び保護具に係る規制等を除く。

(※3) 化学物質管理専門家の要件は、以下のとおり。

- ・労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格・登録されており、5年以上の業務経験（化学物質又は粉じんの管理）がある者
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験がある者
- ・作業環境測定士として6年以上の実務経験があり、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニストや作業環境測定インストラクターに認定された者等）

- イ 過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ウ 過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- エ 過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- オ 過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- カ 過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

②認定の更新

- ・認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
- ・アからカまでの規定は、認定の更新について準用すること。

(9) ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則 <input type="checkbox"/>	有機則 <input type="checkbox"/>
鉛則 <input type="checkbox"/>	
四アルキル鉛則	

2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、以下の基準を満たした場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。（※四アルキル鉛を除く。）
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

(10) 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

特化則□	有機則□
鉛則□	粉じん則□

作業環境測定の評価結果が**第3管理区分に区分された場合**、当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、**外部の作業環境管理専門家**の意見を聴き、右図のとおり対応しなければなりません。

改善困難と判断された場合、または、改善措置効果が認められない場合は、呼吸用保護具によるばく露防止対策を徹底し、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。



(11) 新たな化学物質規制項目の施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達 の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和	2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化		2024(R6).4.1施行	

(12) 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ リスクアセスメントの実施方法等
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>